

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	向原	向原	令和2年8月20日	

1. 対象地区の現状

① 対象地区における耕地面積(ha)	20.86ha
② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha)	19.07ha
③ ②のうち、70歳以上の農業者等の耕作面積(ha)	5.09ha
④ ③のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)	2.48ha
⑤ ①のうち、今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)	10.00ha
(備考)	
i 農地中間管理機構の活用	有り 1.99ha
ii 中山間地域等直接支払制度の活用	有り 5.85ha

- 注1: ③の年齢には、地域の实情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。
 注2: ⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。
 注3: 「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。
 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の見込み		営農範囲(集落)
		経営作物	経営面積(ha)	経営作物	経営面積(ha)	
認農		水稲、野菜、畜産	0.43ha	水稲、野菜、畜産	1.43ha	向原
認農		水稲	1.12ha	水稲	3.12ha	向原、原田他
		水稲	1.55ha	水稲	3.55ha	向原
		水稲、そば	1.73ha	水稲、そば	3.73ha	向原
		水稲、野菜	1.84ha	水稲、野菜	3.84ha	向原
		水稲、野菜	1.85ha	水稲、野菜	2.85ha	向原
	合計		8.52ha		18.52ha	

- 注1: 「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
 注2: 「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。
 注3: 「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2. 対象地区の課題

耕作者の平均年齢が70歳を超え、後継者が未定である農業者がいるため、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注: 「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①向原集落

集落の農地利用は、地区内の認定農業者1名、その他農業者4名、地区外の認定農業者1名が担う。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への集約化を目指し、耕作者が営農の継続が困難となった場合は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

②その他の取組方針

中山間地域等直接支払制度を活用し、鳥獣害対策や農地の保全管理に努める。